

アジアの家族法概要 (2)

小川富之

目次

1. はじめに
2. アジア家族法総論
 - (1) 全体のガイダンス
 - (2) 日本における涉外(家事)事件の状況
 - (3) アジア諸国の法律情報の収集と蓄積
 - (4) アジア諸国の法律情報等へのアクセスおよび照会
 - (5) アジア家族法研究の特色
 - (6) アジア家族法研究の課題
3. イスラム家族法
 - (1) 総論
 - ① 宗教と法とのかかわり
 - ② イスラム法の基本概念
 - ③ イスラム家族法【以上83号】

(2) 各論

① インド家族法【本号】

② パキスタン家族法

③ 他の人的不統一法国

4. 北東アジア家族法

(1) アジア家族法三国（日本・韓国・台湾）会議

(2) 日本・韓国・台湾の共通性

(3) 中国家族法

(4) 韓国の家族法改革

5. 東南アジア家族法

(1) 東南アジアの国々について

(2) ベトナム家族法

(3) ミャンマー家族法

(4) タイ家族法

6. アジア家族法実務

(1) フィリピン家族法

(2) フィリピン家族法実務

7. アジア家族法の全体像と未来像

(1) アジア太平洋法律協会（LAWASIA）と世界会議「家族法と子どもの人権」

- (2) アジア家族法の全体像
- (3) アジア諸国と地域の同性婚の現状と課題
- (4) アジア諸国の親子関係における子の最善の利益

8. おわりに

3. イスラム家族法

(2) 各論

アジアの国々の家族法を理解するには、宗教とのかかわりの重要性を認識することが必要とされる。この宗教と家族法のかかわりが最も顕著にあらわれるのが、イスラム教である。そこでまず「3 イスラム家族法(1) 総論」として、イスラム法の全体像と、イスラム法上の家族の問題について、婚姻および離婚を概観した。続いて、ここでは、「3 イスラム家族法(2) 各論」として、イスラム法の影響の強い国を取り上げ、それぞれの国の家族法について個別に検討する。

① インド家族法

・はじめに

インドは、パキスタンおよび中国との係争地を含むと、約三二八万七、五〇〇平方キロメートルの国土を有し、人口

は約一三億六、六〇〇万人、首都はニューデリーで、インド・アーリア族、ドラビダ族およびモンゴロイド族等の民族で構成されている。宗教的には、ヒンドゥー教徒（七九・八％）、イスラム教徒（一四・二％）、シク教徒（一・七％）およびジャイナ教徒（〇・四％）等、さまざまな宗教を信仰する人々が生活しており、イスラム教徒が二番目に多く、二億三、六六三万人がムスリムである。

歴史的には、一九四七年に英国から独立し、一九五〇年にインド憲法が制定されている。政治体制は共和制で、二〇一四年にインド人民党（BJP）政権が成立し、二〇一九年に第二次ナレンドラ・モディ政権になり現在に至っている。国家元首はラーム・ナート・コヴィンド大統領で、国会は上下院の二院制が採用されている。日本の外務省海外在留邦人数調査統計によると、一〇、二九四人（二〇一九年一〇月現在）の日本人がインドで生活しており、法務省在留外国人統計によると、四〇、二〇二人（二〇一九年二月現在）のインド人が日本で生活している。

インドの家族法に関して、重要な点は、それぞれの所属する宗教コミュニティ毎に異なる宗教法があるということである。ヒンドゥー教徒、ムスリム（イスラム教徒）、キリスト教徒、パールシー教徒（八世紀にムスリムに追われてペルシャから移り住んだゾロアスター教徒で、現在はムンバイを中心に約一〇万人が居住している。）およびユダヤ教徒は、それぞれの所属する宗教法上の家族法の適用を受けることになる。しかしながら、仏教徒、ジャイナ教徒およびシク教徒の場合は、「ヒンドゥー教徒家族法」の適用を受けることになっている。ここでは、インドにおけるイスラム家族法を中心に扱うこととする。

・インド家族法

インドの家族法は、主として、宗教法および慣習法として存在している。インド憲法では、家族法の対象とされる

分野は競合的立法権限事項であると規定されている（インドは連邦国家であり、連邦および州の権限に関しては、連邦の専権的立法権限事項、州の専権的立法権限事項および連邦と州の議会の双方が立法権限を有する競合的立法権限事項に分けられる）。しかしながら、実際は、統一ヒンドゥー教徒成文法を含めて、それぞれのコミュニティの家族法に関する法律の大部分は連邦議会によって制定されている。このことからわかるように、インドでは連邦制が採用され、連邦政府と州政府が存在するが、家族法に関しては、その内容が州毎に異なるのではなく、各宗教コミュニティは内部で学派による違いはあるが、宗教法に関しては原則として連邦として統一された法体系によって支配されているといえる。

・ムスリム家族法

ムスリム家族法の大部分は現在でも慣習法によるが、成文化されたものとしては、一九三七年シャリーア法 (Shariat Act, 1937)、一九三九年ムスリム婚姻解消法 (Dissolution of Muslim Marriage Act, 1939) および一九八六年ムスリム女性 (離婚に関する権利保護) 法 (Muslim Women [Protection of Rights on Divorce] Act, 1986) などがある。

・婚姻

ムスリムにとって、婚姻は民事契約であると解されている。婚姻の成立により夫婦間の性的結合と子の生殖が合法化されることになる。イスラム法における婚姻は、当事者双方が対面し、一方が婚姻の申込みを行い、他方がこれを承諾することにより成立することになる。その際に男性二名または男性一名と女性二名の証人の立ち合いが必要とされる。

婚姻の成立に際しては、寡婦産 (Dower) の額に関して合意することが必要とされる。この寡婦産の合意が婚姻契約の約因 (コンシダレーション) である。これは夫から妻に対して婚姻の際に支払われるか、または後日の支払いを約束するという方法で行われる。婚姻契約の内容は、婚姻成立の際の婚姻契約書に記載される。婚姻の儀式挙行に際してはコーランの朗読が行われる。

一九三九年ムスリム婚姻解消法では、婚姻および離婚の登録について規定されていなかったが、西ベンガル、アッサムおよびオリッサなどの州法ではムスリムの婚姻および離婚について、登録制度が定められている。

ムスリムは同時に四人の妻を持つことができる。これに関して、シアア派では五番目の婚姻は重婚となり無効とされるが、スンナ派では、五番目の婚姻は無効ではなく、単に取消しの対象となるだけであり、夫が既存の四人の妻のうちいずれか一人以上と離婚することにより、五人目の妻との婚姻を有効なものに転換することができる。

イスラム法では、一般に一五歳で成人となり、単独で婚姻することができる。成人に達しない者の婚姻については、婚姻後見人の同意が必要とされる。この婚姻後見人の同意が、詐欺または強迫によりなされた場合には、当事者が成年に達した後に、その婚姻の効力を否定することができる。これが「成年選択権 (option of puberty)」と呼ばれるものである。

イスラム法では、精神疾患を有する場合であっても婚姻をすることができるが、この場合には、婚姻後見人の同意を得ることが要求される。なお、精神疾患が二年以上継続する場合には、イスラム法上の離婚原因とされる。

インドのパールソナル・ローでは、原則として血族、姻族および里親子関係にある一定範囲の近親者間の婚姻は無効とされている。しかしながら、ヒンドゥー教徒およびムスリムの慣習法では異なる扱いがなされている。例えば、イスラム法では、いとこ同士の婚姻が認められている。

イスラム法では、異なる宗教間の婚姻が制限されている。シーア派では、ムスリム男性と非ムスリム女性との婚姻は女性がキタビヤ（啓典の民、つまり聖書に由来する信仰を有する者のこと）で、キリスト教徒、ユダヤ教徒およびシク教徒が含まれる。）であるか否かにかかわらず、原則として無効とされている。ただし、キタビヤ女生との一時婚（ムトフア婚）は認められており、この一時婚の成立要件として、妻に対して支払われる寡婦産の金額および同居期間の設定が必要とされている。なお、シーア派女性は、非ムスリム男性と一時婚をすることは認められていない。スンナ派では、ムスリム男性は非ムスリムのキタビヤの女性と婚姻することができるが、パールシー教徒（拝火教徒）および偶像崇拜をする宗教の信徒（例えばヒンドゥー教徒）とは婚姻することができない。ただし、スンナ派女性は、非ムスリム男性との婚姻はできず、キタビヤの男性とも婚姻をすることができない。

・婚姻解消

インドでは、一般に次の四種類の婚姻事件上の救済が認められている。

- (i) 婚姻無効判決
- (ii) 同居回復判決
- (iii) 法定別居判決
- (iv) 離婚判決

(i) 婚姻無効判決

インドでは、一般に無効な婚姻および取り消しうべき婚姻に関して、裁判所の判決が要求されている。婚姻のどこ

ろで前述したように、重婚および婚姻禁止親等にある者の婚姻が無効の問題とされる。無効な婚姻は、当初から何らの効果も生じず、取り消しうべき婚姻の場合は、取消判決までは有効なものとして扱われる。この問題に関して裁判所に訴えの提起ができるのは、当事者のみに限られており、出訴期間も制限されている。

これらに関して、イスラム法では無効 (void) な婚姻と不正規 (irregular) な婚姻についてのみ定められており、取り消しうべき婚姻についての定めは無い。不正規な婚姻としては、例えば、非ムスリムとの婚姻が、非ムスリム配偶者のイスラム教への改宗によって有効とされるものや、ムスリム男性が五人目の妻と婚姻した後に、既存の四人のうちいずれか一人以上の妻と離婚することによって、五人目の妻との婚姻を有効とするものなどがある。

(ii) 同居回復判決

インドの家族法では、同居回復について規定されている。裁判所に対して同居回復を求める要件は、次のとおりである。

- (a) 同居回復を請求する原告の所属する社会から被告が去ったこと。
- (b) 合理的理由なく被告が同居を拒むこと。
- (c) 同居回復の請求における原告の陳述内容が真正であること。
- (d) 別居の合理的理由についての立証がなされていないこと。

同居回復命令は、被告の財産差押えと同時に執行することができる。同居回復を命じる判決から一年以内に同居を回復しない場合には、離婚を求める訴えを提起することができる。

この同居回復に関する規定は、破綻主義離婚法の考え方に立脚したものである。また、夫婦関係の和合調停の試み

にもかかわらず、これが不調に終わった場合には、現実には同居の回復はできないわけであるから、形骸化した法律上の夫婦関係を維持する必要はないと考えられている。

同居回復請求に関する問題は、例えば夫婦の双方が異なる場所で就業し、仕事のために離れた場所で生活せざるを得ない場合にも生じる。インド最高法院の判例では、夫が自分自身のために住所と定めた場所が婚姻生活の場であり、妻はそこに同居しなければならず、妻が別居する場合には、夫の所属社会から去ったものとみなすという見解が示されている(コウル対シン事件 [Tirath Kaur v. Kripal Singh AIR 1964 Punj 28]、スリンダー対グルデーブ事件 [Surinder v. Gurdeep AIR 1973 P&H 134; Gaya v. Bhagwati AIR 1960 MP212])。また、高等法院判決の中には、最高法院の判決とは異なる立場を採用するものもある。例えば、妻が週末や休暇中など、その環境が許す限り夫と会い、夫との同居を望んでいる限りは、その仕事を辞職して夫と同居することを拒んだという事実のみによって、妻が夫の所属社会を去ったとはみなさないと判断したものもある(シヤンティ対ラメーシュ事件 [Shanti v. Ramesh 1975 All LJ 63]、ラーダークリシュナン対ダーナラクシユシー事件 [Radhakrishnan v. Dhanalakshmi AIR 1975 Mad 33] 他多数)。このように、同居回復請求に関しては、妻の側の問題について裁判所の見解が分かれている。これに関しては、離婚との関係で、ムスリムには異なる扱いがなされている。

(iii) 法定別居判決

インド婚姻事件法では、婚姻自体を終了させることなく、同居を解消する法定別居制度が採用されている。これに関して、イスラム法では、夫婦が別居契約を締結することにより、合法的に別居をすることができるとされている。

(iv) 離婚判決

インド婚姻事件法では、次の四種類の離婚を認めている。

- (a) 同意主義
- (b) 有責主義
- (c) 破綻主義
- (d) タラーク

(a) 同意主義

ヒンドゥー教徒婚姻法、特別婚姻法、パールシー教徒婚姻離婚法およびインド離婚法では、同意による離婚制度が採用されている。しかしながらムスリムには、これらの法律が適用されない。

イスラム法での同意による離婚は、身請離婚 (Kholā) またはムバーラア (Mubarrat) のいずれかの方法によることになる。身請離婚は、妻が夫に対して自分の所有する何らかの財産的価値のあるもの (例えば寡婦産請求権) を対価として提供するという条件で離婚を請求し、夫がこれに合意することで成立する離婚である。ムバーラアは、イスラム法で一般に行われている合意に基づく離婚で、いずれの当事者からでも離婚の請求をすることができるが、この場合妻は寡婦産請求権を放棄しなければならない。

(b) 有責主義

インドでは、一般に、不貞行為、遺棄、虐待、精神病、ライ病、性病、改宗または背教、死亡の推定、禁錮および

出家が離婚請求原因とされている。これらのうち、特にムスリムに関係するものとしては、遺棄との関連で、三年以上にわたって夫が婚姻上の義務を履行しない場合に妻からの離婚請求を認めている。精神病に関しては二年以上の精神疾患が離婚請求原因となる。禁錮に関しては、一九八六年ムスリム女性（離婚に関する権利保護）法で、七年以上の禁錮が離婚請求原因とされている。

(c) 破綻主義

破綻主義に関しては、一般には同居回復命令または法定別居判決の後、一年間同居が回復されない場合には、いずれの当事者からも離婚の請求をすることが認められているが、ムスリムに関してこれはあてはまらない。

(d) タラーク

タラーク離婚は、ムスリム特有のもので、「タラーク」自体が「離婚」を意味する言葉である。タラーク宣言の権利は夫のみに認められるもので、妻には認められない。イスラム法では自由な意思で、妻に対して、何らの理由を示すことなく離婚する裁量権を夫に与えている。「タラーク」により、夫は裁判所の介入なく一方的に離婚できるのに対して、妻には夫の「タラーク」に対する救済は何ら規定されていない。

夫からのタラーク宣言による離婚には、三つの方法がある。第一として、非月経期間 (Hay, 清淨) つまり月経期間の狭間に「タラーク」を宣言する方法がある。この宣言の際に、妻本人の立ち合いは要求されていない。この宣言がなされた場合、待期間 (Iddat) である三回の月経期間の経過後に、婚姻が解消される。イスラム法では、この「タラーク」による離婚が最も適正な離婚方法であると解されている。

第二として、夫が最初の「タラーク」を非月経期間中に宣言し、次回の非月経期間中に二度目の「タラーク」を宣言し、次いで、三回目の非月経期間中に三度目の「タラーク」を宣言するというものである。この場合、婚姻は三度目のタラーク宣言によって解消される。

第三として、夫が一度に「タラーク、タラーク、タラーク」と三回続けて宣言を行う方法で、三回目のタラーク宣言により、婚姻は解消される。第一および第二の方法はイスラム法上の適正な婚姻解消とされるが、この第三の方法はイスラム法上では推奨されていない。

・その他（扶養、後見等）

(i) 扶養

(a) 妻

イスラム法では、妻に財産があり夫には財産がない場合であっても、夫は妻を扶養する義務を負う。しかしながら、この夫の扶養義務は、妻が夫に対して忠実であり、夫の合理的理由のある命令に対して従順である場合に限り認められるものであるとされる。夫の暴力や妾の存在などがある場合には、妻が夫を拒絶しても、夫に対する扶養請求権を喪失しない。また、妻は、婚姻前の契約で定めた場合に限り、独立した居所を持つことが認められる。離婚した場合であっても、離婚後の三回の月経期間が終了するまでの期間または三ヶ月間の待期間もしくは妻が妊娠中の場合にはその出産までの期間は、夫からの扶養を受けることが認められている。

(b) 子

父親は、息子が成人に達するまで、娘が婚姻するまでの間は、主たる扶養義務者としての責任を負う。子が母親に養育されている場合であっても、また、父母の離婚後であっても父親はこの責任を負うことになる。

(c) 直系尊属

イスラム法では原則として、生活に困窮した父母等の直系尊属を扶養する責任があるとされるが、これは絶対的な義務ではないと解されている。この扶養の責任に関しては、父母等の直系尊属が改宗してムスリムでなくなったとしても継続すると解されている。

(ii) 後見

後見に関しては、シーア派もスンナ派も、同様に父が嫡出子の自然後見人であると定められている。これに関しては、子が母に養育されている場合でも同様で、自然後見人は父だけであり、父が死亡しても、母は嫡出子の自然後見人に就任することは認められていない。父の死亡後の後見に関しては、スンナ派では父の遺言執行者により後見が行われ、シーア派では祖父が後見にあるとされている。

【参考文献】

「アジアの家族法 (1) (2)」「インド家族法 (上) (下)」(伊藤弘子訳・小川富之監修、戸籍時報五九八号・五九九号 (二〇〇六年五月・六月))